

厚生消防常任委員会要点記録

日 時	令和4年3月10日(木)	開 会	10時00分	会議時間
		閉 会	13時36分	2:45
場 所	委員会室			
出席者	新岡委員長・小橋副委員長・南出委員・早坂委員・石井委員・松島委員・岩井委員 傍聴議員：柏野議員・生本議員・宮議員			
説明者	副市長、生活環境部長、保健福祉部長、子ども未来部長、消防長 外26名	傍聴者数	1 人	
事務局	議会事務局長、議会事務局次長、担当主査	記 者	0 人	

会 議 の 経 過 事 項

新岡委員長 小路生活環境部次長	<p>委員長が開会を告げ、傍聴の許可をし、議事日程等を説明する。</p> <p>●「日程1. 所管事務調査について」</p> <p>1) 報告事項 事故発生(処理)報告について 資料説明 ・事故等発生(処理)報告</p>
岩井委員	<p>【質疑】</p> <p>事故発生要因の分類について、車両に関係した事故6件報告がありました。3番は同じ枠に2件入っているので、冬季で路面が悪かったにしても、多すぎるのではないかと。事故対応の過失割合が3件とも運行会社が10割となっている。</p> <p>① 運転手の年齢は何歳以下、高齢じゃないことの確認は求めているのか伺います。</p> <p>② 運転経歴はどの程度を求めているのか。運行受託会社に対し、最小限の運転者の適性等の確認を行っているのか、またそれらを求めているのかお伺いします。</p>
須貝市民生活課長	<p>① エコバスの運転者の資格要件について、運転者の年齢等の要件は設けておりませんが、エコバスを運転するには、大型の2種運転免許証が必要であり、実際に乗車させる前にそれに伴う研修も会社で行っていて、車を運転するのに必要な技術を持ったものを運転手として雇っている状況です。</p> <p>② 適性に関しても資格と同様に、実際に運行させる前に、研修という形で、各会社において確認しています。</p>
岩井委員	<p>③ 年齢に関しては、求めていないと言われましたね。私はエコバスの運転手で知っている方がいますが、私よりかなり年上です。私は71歳ですけども、年齢を求めていないということは、何歳でもいいということになるのか。これが一点で</p>

<p>須貝市民生活課長</p>	<p>す。それと、エコバス或いはスクールバスの様に、人を乗せることを仕事としている場合、一定のマニュアルまたは緊急事態の手順書が必要と考えます。特に事故に人身が伴った場合は、それらが必要不可欠と考えます。どのような状況になっているのか、最初の年齢の件についてお伺いします。</p> <p>③ 年齢に関しては、上限は設けておりません。実際にエコバスを運転するのに足りるのかどうかは一概に年齢だけでは判断できないと考えております。高齢者になりましたら、高齢者の更新時におけるもろもろの検査等で、運転の技量に足るか足りないかは公安委員会において行っていると考えております。マニュアルですが、人身が伴った事故に対する負傷者への救護措置は、運転者に課せられた義務でありますので、エコバスに限らず救護措置を優先するとともに、事故等に対して一報を入れるような手順を定めております。</p>
<p>岩 井 委 員</p>	<p>④ マニュアルまたは緊急事態の手順はあるということですね。同じものが受託業者側にもいつているか。あとですね、先ほど年齢だけではないと言いましたけども、年齢はすごく大事だと思います。ある一定の年齢に達した人は、もう一度どこかで、運転に適しているか、問題はないかを確認しないと、市民が乗るものなので必要があると考えますが、ご所見を伺いします。</p>
<p>須貝市民生活課長</p>	<p>④ エコバスの運行に関しましては、公共交通の観点から、それぞれのバス事業者に委託してございます。その中で、当然市の運行管理の側面もございまして、事業者自体が担う責任や役割もございまして。そうした中で、市と事業者が進捗管理や運行状況を適宜確認しながら、運行体制を整えておりますので、市も様々な運行管理の体制を確認しておりますし、事業者も事業者の責任の中で、受託を行なって適切な運行管理に努めているところでございます。</p>
<p>小田 予 防 課 長 児玉消防救助 1 課長</p>	<p>日程 1. 所管事務調査について終了</p> <p>●日程 2. 消防本部・署関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明 ⑰火災発生規模・概要について</p> <p>資料説明 ⑱消防・救急出動概要について</p>
<p>岩 井 委 員</p>	<p>【質疑】</p> <p>① 資料⑱、消防・救急出動概要について、令和 2 年と 3 年の比較、合計においては、3 年は 9 6 件と 1 0 0 件近く増えていて、しかも危険排除は 5 1 件と増加しています。この程度の増減は、年単位ではあり得ることなのか、それとも昨今のコロナ禍の状況において、自宅待機や在宅ワークの関係、或いは収入減の影響などがあるのか。承知している範囲でお伺いします。</p>
<p>児玉消防救助 1 課長</p>	<p>① 昨年度の消防出動件数につきましては、救助出動と危険排除出動、調査出動が増減しております。この中身で多い事案としては、救助出動に関しては、建物と</p>

<p>岩井委員</p>	<p>いう項目がありますが、そこで安否確認、交通事故は通常通りの件数でしたが、安否確認という中で窓やドアが開いていないので、連絡が傷病者と取れないということで、救助出動が多くなっております。危険排除出動に関しましては、救急出動件数が過去最高となっており、それに伴い救急連携出動という中で、CPAの患者、傷病者や搬送支援などがありますので、そういったところで増えてきたと思います。調整出動につきましては、昨年度1月、牧場でありました木村牧場での牧草ロールの火災ですが、それで牧草ロールのくすぶりだとかが多くあったということで調査出動という形の中で、そこで待機させております。コロナ関係につきましては、関連しているとは感じておりません。</p> <p>② コロナ過はあまり関係していないということで、分かりました。この際ですので、数字の下の表の上から4番目に危険排除出動とあり、内容が説明されております。その中には人命の危険、財産を損なう危険が予想される云々とありますが、こういった場合は、警察の力も借りなければならぬかとも考えます。であるとしたら、年にどの程度、その様なことが発生するのかお伺いします。</p>
<p>児玉消防救助1課長</p>	<p>② 警察との連携は必ず図るようにしています。ただ、件数は把握していませんが、警察からの要請とかも多々あることも間違いありません。現状、救助出動や危険排除出動に対しても、どうしても傷病者の家族と連絡が取れないとか、そういう部分の中で、医療機関が受け入れていただけない可能性もあるということも含めて警察に問い合わせと一緒に出動で事案を対応しているところでありますが、今警察からそういうものがあつたかという件数は把握しておりません。</p>
<p>小橋副委員長</p>	<p>① 資料⑱、の2番目の救急出動概要の確認させていただきたいのは、それぞれ急病のところはコロナ搬送が入っていると思いますが、その件数それからそれぞれの所管の本署、島松、このコロナ搬送の数字を今押さえていけば、ちなみに前回の本部会議の報告では、今年に入って1月、2月ですでに132件、コロナ搬送しているという数字の報告がありましたけど、数字の押さえ方はどうなっているのかお伺いします。</p>
<p>大西救急指令1課長</p>	<p>① コロナ陽性者の搬送ですが、令和3年は29件、濃厚接触者は7件です。これは通報段階で分かっている件数となります。コロナ疑いで、発熱やかぜ症状があつたときには、救急隊はコロナ感染を疑って活動しています。この疑いの数が令和3年については501件となっています。</p>
<p>小橋副委員長</p>	<p>② ということは、令和3年は501件ですね。という今の報告だと思います。あと、それぞれの各部署の件数が今日分からなければ、また後日伝えていただければと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>大西救急指令1課長</p>	<p>② 各部所での内訳は、手元の資料にありませんので、後程お伝えしたいと思います。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p>

早坂委員	① 先般非常に大雪がある中で、市民のために活動していただき、感謝をしたいと思います。ホームページでも大雪の影響で遅延等も含めてあるかも知れないと声掛けされていたと思いますが、改めて対策ですとか実際の影響、特に報告は今日なかったのですが、そういった影響等がなかったのか、無いのであればどんな工夫をされたのか、或いは課題があれば、どのように分析されているのか、お伺いします。
児玉消防救助1課長	① 消防署としては、警報となる部分と災害対策本部だとかできる部分に関しましては、一線車に乗る隊員を1名、非番招集を掛けて増員をかけております。今回の大雪警報につきましては、各車両、指令センターも含めまして約12名の職員を非番招集で夜中にかけております。その後、出動に関しまして通常で行けば救急事案だけで行けば、救急車1台で行きますが、やはり大雪の関係で車両が現場に着けなかったということも有りましたので、当時は大型の水槽車が各出張所にもありますが、水槽車と化学車を支援隊として、搬送だとか現場までの除雪などで出しております。その後は、かならず非番2名を残し、広報車と救急車が必ずツインで出るような形をとっています。その後、雪がやみまして非番招集の中で消火栓の除雪、やはり多くの消火栓が分からない状況また排雪だとか、除雪車によって押されている状況の中で、早急に使えない可能性がありますので、2月の21日から28日の間、非番員を残して消火栓の除雪を行ったところです。
早坂委員	② ということは特段今回の大雪による遅延や、市民に対する影響は比較的無い状況で済んだという認識で宜しいのですか、再度お伺いします。
児玉消防救助1課長	② やはり救急出動等があれば、大雪の関係で角に雪がたまっていて、曲がりたいコーナーを曲がれなかったり、どうしても大きい道路に止めていくということで、傷病者宅の前まで救急車がいけない事案も何件かあります。その中で、マンパワーが必要な部分もありますので、そういうことでは一般市民に対して、影響が無かったかと言われると通常、車で1、2分で着く所を徒歩で行ったりしたこともあるので、影響はあったと思いますが、それによって傷病者の病状に影響があったかという、無かったと思います。
早坂委員	③ 最大限努力いただき市民の影響を最小限食い止めたことについては、感謝を申し上げます。まだ引き続き、まだまだ道幅が狭かったり課題等があると思いますので、引き続きよろしく願い申し上げます。以上で終わります。
須貝市民生活課長	<p>日程2. 消防本部・署関連終了</p> <p>●日程3. 生活環境部関連</p> <p>1) 報告事項</p> <p>資料説明 ①第2次恵庭市空家等対策計画(案)について</p> <p>資料説明 ②第11次恵庭市交通安全計画(案)について</p> <p>資料説明 ③特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金制度について</p>

<p>根岸環境課長</p>	<p>資料説明 ④新型コロナウイルスに関する市民活動団体アンケート調査結果について</p> <p>資料説明 ⑤第3次恵庭市環境基本計画について</p> <p>資料説明 ⑥地球温暖化対策について</p>
<p>南出委員</p>	<p>【質疑】</p> <p>① 2点お伺いいたします。資料⑥、地球温暖化対策についてですが、ユーチューブをやっているということですが、見てみました。大変クオリティが高くてよい施策だなと思いますが、一本の予算はどれ位かかっているのか。内訳も分かればお伺いします。</p> <p>② 2点目、そのユーチューブの今後の投稿の予定など分かればお伺います。</p>
<p>根岸環境課長</p>	<p>① 動画の関係について、予算ですが、プロポーザル方式で、絵本の作成と動画3本合わせての発注となります。すべて合わせて460万円の委託になりますが、設計段階においては、動画1本あたり70万ということになります。</p> <p>② 動画の今後の予定ですが、令和3年度につきましては、この3本で予定通り終了という形になります。次年度におきましては、環境省の補助を受けながら継続実施していきたいと考えています。</p>
<p>南出委員</p>	<p>分かりました。大変いいものだなと思いますので、再生数も伸びるようにPRしていただきたいと思います。答弁はいりません。</p>
<p>松島委員</p>	<p>① 資料①の概要版に削除件数が55件となっていますが、いきなり削除件数が増えています。増えている理由について伺います。</p> <p>② 資料④ですが、新型コロナウイルスに関する市民活動アンケートで、デジタル化に向けたSNSを活用した講座等を開催してほしいという声がたくさんあったかと思いますが、市としてどのように受け止め、今後どのように考えているのかという点について伺います。</p> <p>③ 資料⑤、環境基本計画についてですが、すごく見やすく、SDGsも目に留まって、絵でも記載されていることが市民の方や企業でも取組がしやすいのかと思いますが、環境基本計画が6月に策定されるということで、どういう形で市民の方や企業の方に周知していくのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>根岸環境課長</p>	<p>③ 環境基本計画の市民周知ですが、まず始めにパブリックコメントの段階で、皆様から意見を伺いますということで、広報やホームページ等で周知するとともに、計画策定について市民周知をしていきたいと考えております。</p>
<p>須貝市民生活課長</p>	<p>① 空家等対策計画の概要版の令和2年度の削除件数55件の理由ですが、細かい分析はしていませんが、令和2年度の間空家という形でデータベース化されていたもので、更地になったり、利用を開始されたというような形で、空家データベースから削除した件数を反映した形になっています。</p> <p>② SNS等の利用について、時にコロナ禍において、なかなか人が集まらないこ</p>

<p>小路生活環境部次長</p>	<p>とに対して、デジタルを活用したものについて、今回のアンケート結果においても、既に利用されているところもあるのですが、今後の利用について手ほどきをしてほしい、というような意見もありましたので、今、委託先の市民活動センター運営協議会とも協議し、しかるべき形でサポートできるよう進めてまいりたいと考えております。</p>
<p>松 島 委 員</p>	<p>① ただ今のご質問のうち1点、登録件数の削除について補足ですが、計画案の8ページをご覧になっていただきたいのですが、毎年、市では、空家等の実態について把握の作業を行っております。その中では、地域からの情報や、庁内からの情報を収集しまして、それに対して実態の確認や、所有者への意向確認をするなどした上で、現在空家として登録しているものを削除する、または継続する、そういった登録作業をしているところでございます。</p> <p>わかりました。</p> <p>④ 今後は計画を作っていく中で、計画案の中の29ページには利活用についての進め方みたいなざっくりとしたスケジュールが書いてありますが、具体的に利活用に対してどのように進めていくのか、今現在空家に関して市民の方にどのように対応しているのか、窓口を含めて教えていただきたいと思います。</p> <p>次に市民アンケートの件ですが、SNSのことはわかりました。そうやってサポートしていたのだなということで、了解しました。</p> <p>⑤ このアンケートをとった中で声の反映というのは、今後いろいろな要望に対してはしっかりと答えていくという、そういったアンケートなのかどうかということをお聞きします。</p>
<p>須貝市民生活課長</p>	<p>④ 今後のスケジュールですが、利活用の内容については、4章、5章の中で説明していますが、具体的スケジュールとしては、35ページに実施スケジュールを書いており、利活用の中でも、進めるのに検討が必要なものについては、検討という形で、内容を整理したうえで進められるものを順次進めていきたいと考えています。空家の所有者等の窓口での相談体制ですが、相談があるのは、空家の所有者というよりも、近隣住民の苦情のほうが多いんですが、空家の所有者からの問合せも無いことは無く、内容に応じて、市でできることと、あとは大体は私財に関する相談なので、それぞれの専門の関連の4団体と、そういったことに関する協定を結んでおりますから、内容を聞きまして、具体的にアドバイスをもらえるような、不動産協会、司法書士会、もしくは、個々の不動産会社とか、そういったものをご案内しております。</p> <p>⑤ アンケートについては、もともと市民活動団体に対するアンケートをとるという趣旨については、コロナ禍においての活動制限があって、それに対してどういったニーズがあって、それにどういった形で答えていけるかということを中心にやっていますので、このアンケートを踏まえて活動団体がアフターコロナを見据えた中で、活動を続けていきたいという形に対して、できることを行って行きたいと考えております。</p>

早坂委員	<p>2点伺います。資料④、市民アンケートの関係と、資料⑤、環境基本計画について伺います。</p> <p>① アンケートを見ますと、約8割から9割近くに影響があるあったということで、ほとんど全ての団体に影響があったといっても過言ではないと思いますが、その中で、今担当課長が、しっかりとアンケートを踏まえて、分析して答えていきたいとのお話がありました。私はこれを早急にやるべきだと思います。というのは、もう2年経っていますし、令和4年度についても、今蔓延防止の真ただ中でありまして、おそらく影響は更に続いていくだろうという中で、本来であれば、新年度しっかりと、年度途中でもその対応策も含めて検討するべきと思いますが、今お話を伺っていると、これを見ながら今後考えていきたいというようなことで、それは来年以降の話ですよということになるのか、この部分については早急にしっかりと分析した中で、取り組んでいく必要があると思いますが、改めて再度ご所見を伺います。</p> <p>② 環境基本計画について、SDGsの観点を踏まえた中で、入れられているなどと思います。その中で、私が気になったのが、4章の環境施策の展開の部分であり、市民あるいは事業者に対して、様々な期待される役割や、お願いといたしますか、これから市として進めていく形になるかと思いますが、例えば27ページでいえば、市民、事業者に期待する役割ということで、農産物の地産地消、あるいは39ページには、環境の美化活動を積極的にやってほしいとか書かれていますが、例えば、地産地消でいえば、行政として、これは所管外になるかもしれませんが、たとえば学校給食は、地産地消はむしろ近隣よりも遅れているのです。あるいは、美化活動についても、市職員の皆さんがほんとうに地域に入ってやっているのか、もちろんたくさんの方々やっただいては思いますが、この議論については、依然として町内会からも上がってますよね。そういったことをとらえると、市として、まだできていないことがいろいろあるのに、市民、事業者にお願いするというのが、ご理解を得るにはなかなか難しい部分もあると思いますが、もちろんこれを進めていくには、私も賛同しますが、まずは、市としての役割なり、責務、進めるべきことが山積になっていると思います。これを踏まえて、市民の皆さんにどうお願いしていくのが極めて重要であり、この計画が絵に描いた餅にならないよう進めていく必要があると思います。10年間の計画ですから、しっかりと10年間で進めていくべきと思いますが、改めて全庁的に進めていくうえで、お考えを伺います。</p>
根岸環境課長	<p>② 環境基本計画について、市としての携わり方も重要な観点であると考えます。そういったことも検討しつつ、毎年環境審議会に状況の報告を恵庭市の環境ということで、白書を提出させていただいておりますので、そういった形で公表をしつつ、委員のご指摘についても、検討して進めたいと思います。</p>
須貝市民生活課長	<p>① アンケートにつきまして、内容については、すぐに取り組めることもあろうかと思いますが、その点のご意見を踏まえて進めて参りたいと考えております。</p>

<p>早坂委員</p>	<p>アンケートにつきましては、時間がかかるものや、すぐできることもあるかもしれませんが、その整理をして、早急にできるところから進めていただきたい。昨年の10月、11月にアンケートを取っています。新年早々市としてアプローチをすれば、スピード感も感じていただけるのではないかと思いますので、現時点でも市民活動に影響が及んでいると思いますので、重ねてお願いを申し上げます。答弁はいいです。</p> <p>③ 環境基本計画なのですが、聞いていてよくわからなかったのですが、市としてしっかり取り組んで行かなければならないものがある中で、どのようにお願いしていくかとのことだったのですが、今のお話では、審議会と相談して進めたいということですか。私が必要だと思うのは、全庁的にこの計画をどのように進めていくかということが必要なのではないかと。そういった議論があったのか、無かったのか、それも含めてこれから進めていくのかということを確認したかったのですが、審議会にどのような形で相談していくのか、再度伺います。</p>
<p>小路生活環境部次長</p>	<p>③ 庁内の取組に関しましては、今回の計画を策定するにあたりまして、まず、庁内検討組織を設けながら、新たな計画の策定に関して検討してまいった経緯があります。今後の取組に関しても、当然各所管が取り組むべき事項がございます。それら横断的に情報共有しながら、進捗管理を進めていくのがまず1点。それから市民に関しましては、取り組むべき具体的なものをお示しする、これは事業者に対してもそうですが、まずは市で取り組むべきものを具体化したものを、様々な手法で周知、ご理解していただきながら、地域一体で取り組んで参りたいと考えております。</p>
<p>早坂委員</p>	<p>④ この計画の方向性はいいと思いますが、市民といかに協働で進めていくのか、理念を進めていくのが重要であって、そこはこれからの10年というのが非常に取組として大切だと私は思っております。ただ計画ありきで進めていくと、市民の皆さんもそういったもの見えていますので、結局市はやっていないじゃないかということにつながりますので、そういった部分は協働で、どちらかといえば負担がかかることをお願いすることになりますので、地球環境だったりとか、地域の後世に向けての維持であったり、取組に向けて非常に重要なことですから、目先のことではなく、市も含めて全庁的に行っていただきたいということを是非要望させていただきたいと思っております。最後にご所見があれば伺います。</p>
<p>小路生活環境部次長</p>	<p>④ 取組に関しては庁内と連携を高め、そして実行する、それがまず一つございます。それから、市民、事業者に関しては、市民、事業者へも、市もそうですが、それぞれの具体的な実行計画というものをお示しして、地域一体で協働で計画を推進していく考えでございますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>石井委員</p>	<p>資料③、特殊詐欺等防止対策機器導入費補助金について伺います。大変ありがたい制度かと思えます。</p> <p>① まず確認で、65歳以上の単身世帯の者または、その者の属する世帯の世帯員</p>

<p>須貝市民生活課長</p>	<p>対象とのことですが、その対象世帯の数をお伺いします。</p> <p>② それと、これを機に対象機器となっている固定電話の更新を考える方が多くなっているのではないかと予想しますが、その機器の補助は1回限りなのか、または次の更新を何年とか想定しているのか教えていただきたいと思います。</p> <p>③ それから周知方法が広報えにわ4月号になっていますが、その他の周知方法は何か考えているのか伺います。</p> <p>① まず、1点目の65歳以上の対象世帯となる世帯数についてですが、こちらについては、押さえておりません。</p> <p>② 次に、機器更新が多くなってくだろうということで、これは1回限りの補助なのか、それとも期間を空ければ複数回できるのかということですが、これに関しては1回限りという形で考えています。</p> <p>③ 周知方法についてですが、資料では、ホームページ、広報えにわという形で書いておりますが、その他に、消費者協会や防犯協会、あとは市内の高齢者施設などにも案内して、制度の周知に努めて参りたいと考えております。</p>
<p>小路生活環境部次長</p>	<p>① 先ほどの65歳以上の世帯数で補足なのですが、別の資料の空家の計画の資料の5ページに記載してあり、令和3年の65歳以上の人口としまして、19,595人となっております。</p>
<p>石 井 委 員</p>	<p>大変多くの対象がいるというのはわかりました。</p> <p>④ 1回限りということですが、1回限りとした場合、この事業は、いつまで行うのか、ゴールの日を決めているのか伺います。</p> <p>⑤ それから、周知方法が消費者協会、施設等ということですが、その機器を、このことを知らずに買おうとした場合、販売している事業者から、こういう補助がありますよ、という案内があったらいいのではと思うんですが、それについてのご所見を伺います。</p> <p>⑥ また、この機器の使用方法についての説明や効果的な使い方についての何か考えがあるのか伺います。</p>
<p>須貝市民生活課長</p>	<p>④ 補助制度についてですが、令和4年度20万円で予算を立てていますが、令和4年度の実績等を見た中で、次年度以降継続していくか、また予算規模についてもどうするか検討していきたいと考えています。</p> <p>⑤ 周知方法についてですが、今のところ、市内事業者という形で限定させてもらっていますので、事業者への周知とともに、機器を買おうとしている市民に対して、案内してもらえるように連携を図って行きたいと考えております。</p> <p>⑥ そもそもこの補助金の制度として、特殊詐欺被害を防止するために、電話機ないし、電話機についていない場合は周辺機器にそういった機能を備えたものに対して補助をしようというものなので、機器を買っていただいて、正しく作動していただければ一定の効果はあると考えます。</p>
<p>石 井 委 員</p>	<p>1回限りということで、様子を見て次年度もということですので、是非この特殊詐欺の被害に遭う人が一人でも減っていくように事業を続けていってほしいと思</p>

います。答弁はいりません。あとは、事業者への周知、案内もしていただく考えがあるということですので、是非よろしくをお願いします。

日程 3. 生活環境部関連終了

11時16分 休憩

11時25分 再開

●日程 4. 保健福祉部関連

1) 報告事項

佐々木福祉課長

資料説明 ⑦住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

資料説明 ⑧新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について

大島国保医療課長

資料説明 ⑨令和4年度国民健康保険税率について

資料説明 ⑩後期高齢者医療制度における令和4・5年度の保険料率および窓口負担割合の見直しについて

茅野介護福祉課長

資料説明 ⑪有償サービス事業「なんもだよ」について

佃ワクチン接種対策室主幹

資料説明 ⑫新型コロナウイルスワクチン接種について

高橋保健センター長

資料説明 ⑬妊産婦健康診査通院支援事業について

塚野管財・契約課長

資料説明 ⑭市民プールの統廃合の検討及び次年度の水泳授業について

【質疑】

石井委員

- ① 資料⑪、有償サービス事業「なんもだよ」について伺います。今回2月21日以降の大雪の際の依頼数、大雪の除雪のための依頼数がわかれば教えていただきたいと思います。
- ② それと、周知についてなんですが、周知方法が新聞やちゃんと、社協だより等の紙面なのですが、回覧で周知したのがたしか9月ころ、始まりますよという周知1回だと思いますが、その後の回覧での周知予定がありますでしょうか。
- ③ また、困りごとがある時には「なんもだよ」が便利ですよと私のほうからも口コミでどんどん宣伝していきたいありがたい事業ですけれども、シルバー人材センターとの、いい意味での差別化というのか、住み分けというのはどうなっているのか、すべて「なんもだよ」につなげてからの相談でいいのかという点でお聞きしたい。
- ④ 資料⑭、プールの統廃合についてですが、今回維持管理する市民プールが5つ、廃止を検討するプールが3つということですが、今後、今維持管理していくと考えているプールも廃止に向かっていくのか、この民間事業者のプールが市民プールになる日が来るという想定があるのか
- ⑤ 水泳授業について、セントラルのインストラクターの方にお問い合わせということですが、プール授業の回数はそれによって変わるのか伺います。

茅野介護福祉課長	<p>① 除雪についてですが、資料は1月末になっていますので、その後は、現在5件増えて11件となっております。</p> <p>② 周知の方法、回覧なのですが、確かに去年、町内会の回覧もお願いしています。また、年度が明けたら回覧は出す予定になっており、周知は重要な方法だと思いますので、また社会福祉協議会の車にも「なんもだよ」のカッティングシートを貼って、「なんもだよ」車が走っているという形で周知しております。</p> <p>③ シルバー人材センターとの住み分けですが、シルバー人材センターに勤めていても、「なんもだよ」の会員になっている方もおります。急な仕事や定期的な仕事は基本となりますので、それは「なんもだよ」ではなく、シルバー人材センターにお願いすることになりますので、シルバー人材センターの会員も個人で「なんもだよ」に入っている方もいますので、そのような形で住み分けされているのかと思います。</p>
塚野管財・契約課長	<p>④ 今後維持管理していくプールが5校ございますが、令和4年度は、3校の廃止を検討します。令和4年度は検討になりますが、現時点でプールを廃止するかは決まっておりません。今後5年を目途に、プール全体について統廃合の検討をしますが、今後5校のプールについても、廃止するかどうかは、現時点では見通しがあるわけではなく、民間施設を市民プールとして利用していくことについても、現時点で民間施設を利用することについては、検討を行ってはおおりません。</p> <p>⑤ 水泳授業についてですが、民間の施設におきましては、民間施設を利用していない時間帯に授業を行うこととなります。そのため、現在学校と授業数、時間割について協議をしているところであります。回数も、極力学校の要望に沿えるように調整しているところです。</p>
石井委員	<p>⑥ 「なんもだよ」についてはわかりました。プールについてなんですけれども、セントラルさんの空いている時間をお願いするということが、今後、残り5校もセントラルさんに行くということになるということが、あり得ないというわけではないというようなお答えだったかと思いますが、3校も含め、小学生がプール授業のためにセントラルに行く場合、交通はどのようなものを考えているのか伺います。</p>
塚野管財・契約課長	<p>⑥ 今回残すことにした5校のプール授業を行えるかどうかということですが、セントラルの施設が、学校のプールは8レーンあるのに比べて、4レーンという状況ですので、現在考えている3校については、比較的児童数が少ないので実施可能と考えています。残りの5校については、セントラルで授業を行うというのは、現時点では困難なのではと考えております。学校から民間施設への移動については、民間施設から送迎バスを出して、そのバスで移動を考えているところです。</p>
石井委員	<p>⑦ わかりました。その廃止するプールは市民プールとしても利用されているところですが、市民プールが地域からなくなった場合の、地域の方の市民プールの位置づけはどういうふうを考えていくのか、何かプランはあるのか伺います。</p>
小林財務室長	<p>⑦ 市民プールに限らず、これまでも公共施設等総合管理計画において、施設の統</p>

廃合というケースが多々ございました。こうしたことから、これまで同様、市民の皆様方にご案内する際、例えば今回廃止予定の柏小学校の場合は、このエリアでしたら、こちらのプールをお使いくださいといったような周知の仕方があると思います。もう一つ加えまして、恵庭南高校で簡易温水プール体制で一般開放している、こういった実態もなかなか皆様方にうまく伝わりきれていないという状況があり、こうしたご案内に合わせ、先ほど市民プールとして、セントラルを使えないかという委員のほうからもご指摘がありましたけれども、どのような形で市民の皆様方にあの場を提供できるかといったところも合わせて、今後検討していかねばならないと考えております。最終的に今現在のセントラルプールは、あくまでも民間施設ですので、民営を圧迫しないよう、相互のウインウインの関係を築くことができるのが課題となっていますので、今後5年間かけて、更により体制を構築していきたいと考えております。

早坂委員

① プールの関係なのですが、今、私も民間の施設を活用して、今後進めていくということには一定の理解をしたと思っています。ただ、まだ課題の整理ができていない部分もあると思います。例えば、今コロナ禍なので、令和4年度についても、一般に開放はしないという方向性なので、来年度、新年度はこの形で進めていくのは問題ないとは思いますが、地域からプールが無くなるということを考えてきたときに、過去の一般開放の実績を見ても、平成29年、30年、それから令和元年ということで、2万人程度の方が年間利用されていると、実際に地域から無くなる施設も2千人とかですね、年間延べで使われているということを見ると、向こう5年間、これから協議していくということですが、すると、5年間は一般開放しないということのなんですか。仮に令和4年度は一般開放しなくても、令和5年度、6年度に一般開放が再開された場合、その地域の一般開放のあり方はどうなるのかと、その議論はいまのところないということですね。それをなくしても、廃止を決めるのですか。本当はこの整理をしっかりとした上で、市として水泳の環境のあり方というものを検討していくことが重要なのかと思います。大事な議論の前に、廃止することを決めて、今コロナ禍だからいいかもしれない、重要な話しが抜け落ちているのではないかと思います。改めてこの辺の内部の検討状況、今お話しを伺った8校すべての部分を民間で補うのが難しいと、それがわかっておきながら、これを進めていくということが、私は拙速な部分もあると、方向性はいいですけど、非常に難しいという気がします。改めて市の考えを伺います。

小林財務室長

① プールの統廃合につきましては、令和3年度途中からになりますが、学校関係や今現在指定管理を担っている体育協会、所管課をまじえて、まず、今コロナ禍を踏まえて、プール授業ができなかった現状の子どもたちをどうプールで学習できるような体制を整えていくか、また限られた予算や今後の方針を考えて、まず、その設備投資にかかる部分が、それをもっと有効活用した中で、民間の施設を

バランスをとりながら、その枠の中で対応できる、または受入れ体制、この部分がクリアできる、そうした諸条件を総合的に勘案した結果、まずは、既存の5校は自前のところを使っただき、3校についてはセントラルを使うといった、まず令和4年度の方向性を確認しました。その中で、廃止ありきではなくて、どのような形でプール授業を行っていいのか、あるいは市民プールとしてどのような位置づけで、どの範囲が必要なのであろうかといったことを、これから関係者の皆様方と話し合いの場を設けながら、方向性を考えていこうと、その中で、まだどういう状況かわかりませんが、令和4年度に、その会議の中で、今お休みしている3校、まだ廃止ではありませんので、その3校のあり方をさらに深めて、令和4年度、あるいは令和5年度に、そこを改修あるいは授業できるような状況になれば、プールが再開する、ただ、その場合は、今セントラルプールを活用してインストラクターを設けて、既存のプールへもインストラクター派遣するという制度をようやく整えた状況ですから、そこをどうカバーしていくかなど様々な議論が残っています。そうしたところを令和4年度に丁寧な議論を重ねて方向性を更に進めていきたいと思っています。

早坂委員

② 今の答弁を信じると、あくまでも3校については、お休みですということですね。あくまでも水泳授業をどのように担保というか、進めていくかということでの措置だということだと思のですが、この資料を見ると、既に廃止を検討するプールということで、3つ示されています。私は議員にならしていただいてから、基本的に廃止を検討ということになると、廃止に向かって行くと私は認識しているのですが、今の話しでいうと、あくまでもお休みなので、廃止の検討ではないということなのでしょうかね。

小林財務室長

② もちろん、資料にお出ししているように、かかる設備投資、改修投資、それから将来の児童数の推移、様々な視点、この1ページ目の資料に書いてありますとおり、統廃合の複合的視点というところからとらえて、現段階において、廃止を前提にして、まず検討していきます。その中で議論の方向性が、またここで方向付けを決めておりませんので、100%という訳ではございません。ですが、これまでの公共施設等総合管理計画の中においても、いろんなご意見がございますが、施設の統廃合、そうしたところで集中的に有効活用しながら、それをいかにバックアップし、不平等感を可能なかぎり解消していくという策を講じていますので、全体的な視点、大きな流れの中で、廃止は確かに前提ではあります。ですが、それによってどのような困難性が、また不平等感が出るのかといったことを議論を重ねていきながら、ていねいに検討していきたいと考えております。

早坂委員

③ 廃止の結論は出ていないけれども、廃止の検討をしているようで、ちょっとよく分からない部分なのですが、私が申し上げているのは、子どもたちの水泳授業の維持、そこをしっかりとやるために、民間の力を活用して進めていくということには大いに賛成ですし、これからも、多額の費用、年間2千万ですか、維持管理にかかるということもお聞きしましたので、その中で、次の時代に向かって行く

	<p>といったことは、わたしも一定の理解はしていますが、やはり、一般開放も含めて、相対的な議論ができていない中で廃止に向かって、いわゆる結論が出ているということです。私は理解できないところであり、今議論の中で、結論は出ていないということだったので、この部分については今一度、改めて市民のいわゆる水泳に関わる環境をどのように守っていくのか、慎重に、そして将来を見据えて、極めて責任の重い決断になってきますので、ぜひ議論をしっかりと行っていただきたいですし、私もそういった形で進めていきたいなと思っておりますが、改めて結論が出ていないということで確認させていただきます。</p>
小林 財務室長	<p>③ 今、短期的に小学生のプール授業をいかに早期に復活させるかという視点と、あわせてこれが今現在の最善策として、考えさせていただきました。一方で、スポーツ全般に関わって、市民プール、各施設の在り方につきましては、直接の所管ではありませんが、当然関係部署集まって、更に全体的視線、もっと高い位置から見た中で、どうあるべきかというものを、今後更に検討してまいります。</p>
岩 井 委 員	<p>① 私からは資料⑦、住民税非課税世帯等に関する臨時特別給付金について1点だけお伺いします。支給手続の2ページ、コメ印で家計急変世帯の判定方法のところに任意の1か月の収入を1.2倍した年間収入とあります。年間の収入を合算するのであれば、一番低い1か月を選ぶところですが、そうすると、1か月ではなく、全体の年間収入を合算すれば、当然課税世帯というものも有りうるのではないかとこの判断の仕方にいささか疑問を感じるところですが、これはどのようにになっているのか伺います。</p>
佐々木福祉課長	<p>① 家計急変世帯の判定ですが、任意の1か月、コロナの影響で収入が減少した月を1.2倍するというやり方は国から示されているやり方です。これについてはご本人の申告ですので、申請書、資料には付けていませんけれども、申請書の中には、誠実に、虚偽がないように申告をするといったことを宣誓してもらい、虚偽の事項を発見した場合は給付金を返還してもらい、場合によっては詐欺罪が適用になるというような部分も含めて、ご理解をいただいたうえで申請してもらったということですので、ご本人の申告を信じているということです。</p>
岩 井 委 員	<p>詐欺罪とか言われましたが、任意の1か月の収入を1.2倍するだけですから、そんなに悪い方法ではないということで、申告者にとってはありがたい判定方法と思いますが、国が寛容であることはいいことではないかと思っております。終わります。</p> <p>1) 報告事項終了 2) その他所管事務調査について</p> <p>【質疑】 なし</p>

日程. 4 保健福祉部関連終了

1 2 時 1 0 分 休憩

1 3 時 0 0 分 再開

●日程 5. 子ども未来部関連

1) 報告事項

資料説明 ⑮ 令和4年度教育・保育に係る確保方策(案)について

資料説明 ⑯ 保育士確保対策事業の拡大事業(案)について

【質疑】

高橋子ども未来部次長

松島委員

① 資料⑯の保育士宿舎借り上げ事業の中で、起算して5年以内の常勤保育士という、5年以内とした理由を教えてください。

② 保育士体制強化事業の中で、事業の目的の中にどういった方がサポートするのかという中で書いてあるのですが、通訳といった保育にかかる周辺業務を行う保育士の資格を持っていない方なのですが、保育士さんのサポートをしていただく方、給食の配膳とか寝具の用意とかも一緒にやってくれると思うのですが、通訳の方となれば、特殊な、そういったお世話係のような仕事と兼務する人を見つけることができるのかというところがどうなのかなと思いましたので、この2点について質問させていただきます。

高橋子ども未来部次長

① 宿舎借り上げの対象となる保育士の年数ですが、これは国の補助を活用しますので、国の補助の中で雇用から5年以内の保育士となっていますので、それに準じて取り組んでいきたいと思っております。

② 保育士体制強化事業につきましては、保育士の資格がない方なので、どのような方でもいいと思うのですが、特に周辺業務については、保育士を取得するために勉強している方も含まれますし、本当にサポートするような方なので、どのような方でも働く意欲があればいいと思っています。外国人の児童の保護者とのやり取りであれば、通訳ということなので、その園においてどういった外国の方が来るかによっても、その通訳が可能な方になりますので、そういった方をこの園から探してくるとか、その他家族の方のお知り合いの中から活用していただけたらとか、そういったところの情報を取りながら採用していただけたらという形になると思います。過去に中国語を母国語とする方の入園があった時には、その園が中国語の通訳をできる方を園のほうに来ていただいて、お子さんがいる間、保護者と話をするときに活用したという実績、経緯も聞いておりますので、そういった方を活用したときに、今後はこの範囲の中で補助ができると考えています。

早坂委員

① 確保方策なのですが、今の実態として、待機児童の状況がどうなっているのか、そのうえで当然保育士さんを確保していかなければならないという話しにな

高橋子ども未来部次長	<p>と思うのですが、今現状について伺います。</p> <p>① 現在の保育園の待機児童の状況なのですが、令和3年の3月1日の時点では、待機児童はおりません。潜在待機児童は、全体で91名おりました、0才児74名、1才で11名、2才から3才でそれぞれ3名です。</p>
早坂委員	<p>② 潜在待機ということで、園を選ばなければいいですよということなのではないでしょうか、91名がどこでもいいよということならば全員受け入れられるという状況なのですか。そういう認識でいいですか。再度伺います。</p>
高橋子ども未来部次長	<p>② 現在の状況では、それぞれの年齢によって定員の枠はありますので、園を希望しなければ若干この潜在待機の方の中でも、入所できる方はいます。この方たち全員受け入れるだけの枠はありませんけれども、数名は受け入れ可能です。</p>
早坂委員	<p>③ その辺が国の基準の潜在待機と待機っていいのか、私としては納得できないというか、私は待機児童といってもいないという状況だということはわかります。そういったことを考えると、今回保育士確保策ということで、宿舎の借り上げですとか、体制強化ということで、近隣にはない取組を恵庭市が今行うということで、この点については評価します。こういった取組を通じて、保育士さんを確保していくということで、市内の園の皆さんと、しっかりと協力体制をしきながら取り組んでいくということが極めて重要だと思いますが、その中でこういった取組を通じて、どの程度その対策を見込めていけるのか、今、5年間といった、そういった様々な条件もありますし、即効性という部分ではなかなか難しい部分もあるのかもしれませんが、こういった取組については極めて、各園の皆さんは諸手を挙げて歓迎している部分だと思いますので、こういった取組を更に周知していくことも重要だと思いますので、その周知について伺いたいのと、もう1点、例えば、実際に子育て中で、保育士を実際に担う、あるいは保育士じゃなくても、今回こういった体制強化事業ということで、保育士免許はなくても、保育に関わる仕事ができるということを考えてときに、これだけ潜在待機が多いと、なかなか自身の子育て中で子どもを預けたくても、子供を自分で預けながら仕事に従事すると、保育園で働けないわけですね。ようは、子供を預けないと、働けないということになりますよね。保育士さんであれば、優先的に子どもを預けて働けるような状況になっていると思うのですが、ただ、保育士免許があればいいんですけど、保育士免許がなければ、その辺というのは確か、条件としては難しい、一般と変わらない条件になってしまうのではと思うのですが、今回こういった形で保育に従事、関わるができるということになると、こういった方々にも十分配慮ができる方向にしていってほしいのではないかとというふうに私自身思うのですが、この辺の確保策に向けて、今現状どのように考えているのか伺いたいと思います。</p>
高橋子ども未来部次長	<p>③ 今回ご説明しました2つの報告につきましては、それぞれ関連しあっていくことになると思いますし、保育士確保対策事業について、保育士の就労支援金と、今回の2つの事業を含めて取り組んでいきますが、これについては、保育園の会</p>

	<p>議の中で案について説明をしておりますし、この事業が2つの事業を実施した場合の利用意向、あるいは疑問点については、意見交換をしながら、活用して保育士確保に取り組んでほしいという話しはしているところです。やはり、毎年度利用状況については確認しながら、保育士確保につながり、定員の拡大につながっているかということは、しっかり検証しながら進めていきたいと考えています。保育士の方が働く場合には、利用調整の点数の中で加点がありまして、市内の保育園で勤めるという場合は点数がかなり上位になりますので、優先的に保育所の利用は可能になります。実際にその加点で保育士、保育現場で働いている方も数名はおりますので、ただ、保育園に勤めるのだけでも、加点の対象にならない調理員ですとか、事務的なことをする方というところまでは行っていませんけど、保育支援につきましては、どの位の業務時間とか、日数とかになるのかは、まだ具体的に園とは、そこまでつめて園の話しは聞いておりませんので、保育の入所に関わるだけの業務というか、勤務時間にならない可能性もあるので、それについては、状況を見ながら、各園とも協議していきたいと思います。</p>
早坂委員	<p>④ 状況はわかりました。確かに今言ったように、様々な条件がありますので、簡単に決められないこともあると思いますが、今回保育体制強化事業で取り組むことによって、少なからず、保育士さんが保育士でなければできない業務に従事できると、集中できると、そういった部分で負担軽減につながるという観点ですね。そう考えれば、直接的じゃなくても、間接的には還元されるべきものと思いますので、当然、その業務の内容によりますが、この部分については、点数の要件等ですとか、そういった部分を総合的に見直して、少しでも保育環境の更なる整備を検討していただきたいと思います。最後にご所見を伺います。</p>
伊東子ども未来部長	<p>④ 今回保育体制強化事業ということで、新規事業を行います。保育園に勤める方の部分について、検討はどうかというお話しがあったと思います。先ほど次長も話しましたが、保育園に勤める内容といいますか、そこにもからんでくると思います。一般的には、単なる事務員として働きになるというところであれば、保育業務の軽減になってくるのかどうか、保育体制強化事業にからむ、支援員といいますか、という形で勤務されるというのであれば、当然保育業務の軽減につながるということもございますので、そういったところも勘案しながら利用調整基準の検討も今後していきたいと考えております。</p>
小橋副委員長	<p>① 私からは、資料⑩の2番目の保育体制強化事業、事業目的の中の通訳という分野、この事業の近隣及び先進地はあって検討したと思うのですが、事例があれば教えていただきたいのですけど。</p>
高橋子ども未来部次長	<p>① 保育体制強化事業につきましては、石狩管内で石狩市だったと思うのですが、管内で実施しているところがあるというのは聞いております。ここについては、その自治体からは、活用はけっこうあるということで、実際に保育士さんの業務負担軽減ということで、いろいろな方を雇いあげて、実際に運営しているとの</p>

<p>小橋副委員長</p>	<p>ことなので、この事業については、大変評価されているという報告は聞いております。ただその中で、内容としては外国人児童の受け入れに対しての通訳について、活用されているかどうかというところまでは把握しておりません。</p> <p>② ということは、事例があるということ所管として調べていないという中で今回のこういう事業をやりたいということなのですけれども、これから何が起きるかわからないですけど、この辺はちょっとハードルが高いのかなという面もありますし、IT 機器を使いながら、たとえばポケットクを使ったりとか、そういうことになるのかなとは思いますが、いずれにしても、本当にこの分野は慎重に、仮にお子さんが来たら、お子さんは園の中では、第2言語になってしまいますので、保護者はお父さんかお母さんということで、日本語以外になると思いますので、その辺は十分慎重に対応しながら、事業を進めていただきたいと思っております。ご所見を伺います。</p>
<p>高橋子ども未来部次長</p>	<p>② 外国人児童の受け入れは、第2期のすこやかプランの中でも、具体的な事業としては載せてはいないのですが、やはり、様々な状況の中で、恵庭のほうに来られる、そんなに数は多くないと思うのですが、日本語ではない言語を活用する方はたくさん、そういう方が子育てしている方もおりますし、保育園の実際入園希望もあると聞いています。実際に受け入れる園としましては、言語の問題で入園が難しいといったことがないように、各園からも、そのような支援なり対応はぜひ考えてほしいという要望もありますので、この事業がうまく実態のニーズにあうかどうかはやってみなければわかりませんが、こういった現場の声もありますので、これについては、慎重に園と協議しながら進めていきたいと思っております。園のほうで実際困っているのは、お子さんどうしは、ボディランゲージ、いろいろ遊びを通じて、わりとうまくコミュニケーションをとれるんですけど、保育士さんがお母さんと連絡をとるときに、どちらかが日本の方であればうまくできるのですが、両方が外国の方だと、非常に保護者との連絡が難しいということは聞いていますので、そこで、何かこれを使ってできればいいかと、園独自で通訳の方を雇いあげて、実際活用したという事例を聞いていますので、外国人支援ということで、庁内の部署とも連携しながら、いろいろ考えていきたいと考えています。</p> <p>1) 報告事項終了</p> <p>2) その他所管事務調査について</p> <p>【質疑】 なし</p> <p>日程6. 子ども未来部関連終了</p>

(理事者・執行部退席)

【委員間協議】

- 日程6. 閉会中の所管事務調査項目について

なし

- 日程7. その他

厚生消防常任委員会の行政視察について

- ・日程は第一候補5月のGW後

第二候補2定後

- ・視察先 岡山県から大阪府間のルート

(若者支援、ケアラー条例) 岡山県総社市、備前市

(子ども支援) 兵庫県明石市

(高齢者支援、石井委員より) 兵庫県加西市

「健幸都市」加西を目指した歩くまちづくり

以上で打診を行う。逐次各委員に報告しながら、委員長と副委員長で進める。

それでは、以上で厚生消防常任委員会を終了させていただきます。

— 終了 13時36分 —